

議第八十号

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を  
改正する条例について

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を  
改正する条例

(岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第十六条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 多機能型事業所に関する特例(第八十一条―第八十三条)」を「第七章 第八章 多機能型事業所に関する特例(第八十一条―第八十三条)」に改める。

多機能型事業所に関する特例(第八十一条―第八十三条)  
雑則(第八十四条)

本則に次の一章を加える。

## 第八章 雑則

(電磁的記録等)

第八十四条 指定障害児通所支援事業者等は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第十四条第一項(第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、第十八条(第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 指定医療型障害児入所施設(第五十三条―第五十八条)」を「第三章 指定医療型障害児入所施設(第五十三条―第五十八条)」を  
第四章 雑

則(第五十九条)に改める。

本則に次の一章を加える。

## 第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十九条 指定障害児入所施設等は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以

下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第十一条(第五十八条において準用する場合を含む。)、第十五条第一項(第五十八条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 多機能型に関する特例(第八十八条―第九十条)」を「第九章 多機能型

第十章 雑則(第

九十一条)に改める。

本則に次の一章を加える。

## 第十章 雑則

(電磁的記録等)

第九十一条 障害福祉サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に



書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第四十六条 障害者支援施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第六十二条 指定障害者支援施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形

等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項、第十六条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二十二条 地域活動支援センターは、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センターは、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十条 福祉ホームは、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホームは、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 児童家庭支援センター（第七十七条―第九十九条）」を

「第十四章 児童家庭支援センター（第七十七条―第九十九条）  
第十五章 雑則（

庭支援センター（第七十七条―第九十九条）

」に改める。

第一百十条）

本則に次の一章を加える。

第十五章 雑則

(電磁的記録)

第一百十条 児童福祉施設は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一條 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の

一部を改正する条例（令和三年岐阜県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提 案 説 明

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、婦人保護施設等において書面により作成、保存等を行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができるようにする等のため、この条例を定めようとする。